令和５年８月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和５年８月作成

令和５年８月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　令和５年８月16日（金）午前９時３０分～

２．開催場所　大木町役場　３階　大会議室

３．総会構成人員現在総数　18名

４．出席委員　（18名）

１番　松本　久吉
２番　菰方　利幸
３番　岡崎　良輔
５番　中島　智道
６番　廣松　伸幸
７番　小林　律子
８番　池口　活友
９番　平木　俊博
１０番　田中　良二
１１番　荒巻　明子
１２番　熊本　森行
１３番　北島　秀一
１４番　塚本　英統
１５番　今村　真由美
１６番　山口　茂徳
１７番　牟田口　美智子
１８番　松永　静義
１９番　井手　正宏（会長）

５．欠席委員　（０名）　途中出席　小林　律子（第１号議案　番号３より）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　鶴岡　寛士
課長補佐　杉　克己
書　記　高田　翔太

７．議事内容

１．報告

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について

２．議事

１）農地法第５条第１項の許可申請について
２）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長	おはようございます。 すみません。台風の影響で日程を変更いたしまして、事務局が避難所とかを設置しますので、そちらに手を取られますし、私たちも来るのが大変だろうということで､変更いたしました｡どうも申し訳ありませんでした。 しかし、台風の影響もあまりなく、大変良かったと思っております。 それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので､本日の総会が成立したことを報告いたします。 ではただいまより、８月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願い申し上げます。 本日の議事録署名人を、１番委員松本委員、２番委員菰方委員にお願いいたします。 それでは報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 報告第１号を終わります。 次に議案第１号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。 番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明　「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 現地調査の結果について、現地調査委員の松本委員の意見をお願いします。
松本委員	８月８日に事務局と私と菰方委員と３名で現地調査に行きました。 今あった事務局の説明のとおりです。 東側は申請人の住宅と､田んぼ北側も申請人の田んぼになっております。 また、西側は水路となっており、他人の田んぼと接している部分はございません｡この現場には５戸の住宅が建築されるということになりますが、排水については西側の水路に流すということで、別に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議　長	続いて、地元委員の北島委員の意見をお願いします。
北島委員	８月７日に開発業者の方より説明を受け、排水については現地調査委員の松本委員より説明がありましたとおり、西側に排水されるということです。特に問題はないと思っております。

周りに関しましても、田については申請人が所有しているということで問題はないと思っております。以上です。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め、番号１番を承認することに決定いたします。
次に番号２番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の菰方委員の意見をお願いします。

菰方委員　　８月８日に事務局と松本委員と私の３名で現地調査に行きました。
北側にすでに家が建っております。西側に太陽光発電の設備がついております。それと南側にも太陽光の設備が設置されております。
申請地ですが、申請人所有の土地ということで周りに対する影響はないと思います。排水についても、南側に堀があり、配水管が通っているようでしたので、排水についても問題ないと思います。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　長　　続きまして、地元委員の北島委員の意見をお願いします。

北島委員　　７月２３日に開発業者の方より連絡をいただき、譲渡人の田んぼに息子さんが家を建てると伺っております。排水については菰方委員の言われたとおり、南側にある堀の方に浄化槽をとおして、排水をすると伺っております。
また、地元の同意を得られていると伺っていますので、特に問題はないと考えております。以上です。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　それでは意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め番号２番を承認することに決定いたします。
次に番号３番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　事務局の説明のとおりでございます。
８月８日に事務局と菰方委員と私の３名で現地調査に行きました。
北側は道路に接し、東側は他人の田んぼと、西鉄の線路に接しています。
西側も田んぼに接しています。各田んぼの所有者からは承諾書をもらっているそうです。
また、排水については、既存の道路に埋設してある排水溝に流すということでございます。別に問題はございません。どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　続きまして、地元委員の北島委員の意見をお願いします。

北島委員　　場所に関しては、番号２番の近くになります。
７月２５日に司法書士の方から連絡をいただき、資料の提出等いただきまして、現地を見に行きました。
排水に関しては、北側の既存の排水溝に流されると、また、鉄道用地にあります、排水溝にも南側については流されると伺っています。
こちらも周りの田んぼの所有者からは承諾書をいただいているということですので、問題ないと思っております。以上よろしくお願いします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　それでは意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号３番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め番号３番を承認することに決定いたします。
次に、議案第２号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

菰方委員　　はい。

議　長　　はい。菰方委員。

菰方委員　　今年から農業委員にさせていただいて、わからないことばかりなので、質問がとんちんかんなことになるかもしれませんが、そこはご了承ください。
この農地を見ますと、一反当たり 60 万円ですよね。
私も S59 年から兼業農家をやっております。
当時田んぼの値段が１反当り 400 万で売買、土地改良区が買い上げたと記憶しております。
これが、物価も上がってきているのに、なぜ農地がこんなに下がっているのか。
本来、農業委員会は行政の組織であるが農家の代表でもあるわけで、農家の生活を守る役目もあるのではないかと思っております。
それで、反当り 50 万 60 万になると農地はほとんど、財産としての価値はないんですよ。これが何でこうなったかというのを事務局、もしくは会長のご意見をお聞きしたいと。

議　長　　それでは、今の菰方委員の質問についてですが、価格が下がったのは買い手、売り手があります。では、私が 400 万で売ります。買いますか？そういう感じです。それで価値がずっと下がってきているわけです。みんな田んぼを売りたい。高く売りたいのは当然です。でも、高く売れない。それで価値観が下がってきているわけです。私たちが決めるわけではないです。

菰方委員　　その下がった原因が何であるかを聞きたいということです。

議　長　　それは世の中の流れです。価値観が変わってきているので。
いっぱいいますよ。田んぼを土地改良して 400 万でしょう？買った人はいっぱいいます。でも、売るのは 60 万。まずは 200 万から 100 万、80 万とずっと下がってきている。結局それを変える力が農業委員会にあるかというと全然ありません。

菰方委員　　今年初めて委員になりましたので、流れがわからないので質問をしたわ

けです。さっき言われたとおり、売り手と買い手は当たり前ですよ。
そういうふうになった根源の問題があるのではないか思うんです。
以前から農業委員会はありますが、毎年農地は下がってきているのですか？

議　長　下がっています。下がらない年もあります。

菰方委員　だいたい毎年下がってきているわけですね。本来こういう席で質問するのはどうかと思いましたが、質問させていただきました。

岡崎委員　ちょっとよろしいでしょうか？

議　長　はい。どうぞ。

岡崎委員　土地改良した時は、それだけ米の値段も高かったです。
私も土地改良事業に携わっておりましたので、400 万とか 500 万とか当時はしておりました。その時は米の値段もそれだけあったし、米で、ある程度生活ができるような状況だったからそれでよかったんですね。
今は、借りてくれと言ってもタダでは借りないと。逆にお金をもらって貸してもらおうという状況のところもあります。ただ、土地改良してあるところと未整備のところでは全然違いますね。土地改良してないところは無償で管理をしてあげるだけです。人によってはお金をもらってもいいじゃないかというところもあるわけです。草管理が大変ですので。
今、会長が言われたように時代の流れで、農地の価格は全然変わってきていると思います。以上です。

議　長　結局、国の政策に合わせるしかないんですよね。
この国の政策を変えるために農業委員会や農政連とか意見を出しているのですが、やはりそれが聞けないというだけで。
結局今の農業は、国の政策に合わせるのがベストなんです。
これに合わせないと補助金ももらえないでしょう？だから国の政策に合わせて、法人化して大規模化しなければ補助金がもらえないので、みんな法人化したわけです。
補助金がもらえないなら、みんな法人化してないですよ。そういう流れです。いいでしょうか？

菰方委員　はい。

事務局　一点補足をよろしいでしょうか？
議　長　はい。どうぞ。

事務局　一点だけ、農地の価格につきまして農業振興推進機構が間には入っているのですが、価格の取り決めに関してましては、元々の所有者と買い手の方で直接双方で金額に関しては決めてあります。推進機構が価格を決めて

いるとかではありません。
　大木町に関しましては令和４年度について、今手元に資料がないので正しい数値に関してはご報告できませんが、昨年の実績で言いますと、反当り約 65 万円が平均値となっておりまして、一番多いのがやはり反当り 60 万円での売買が多くあっています。そのほか 80 万円、また、１件あるかどうかですが、100 万円というのが昨年はありました。ただこの価格に関しましては、双方で話し合って決めていただいていますので、よっぽど安いとか高いとかがない限りは、だいたい 60 万円前後で落ち着いているのが現状でございます。

議　長　　よろしいでしょうか。

松本委員　　はい。

議　長　　はい。松本委員。

松本委員　　米・麦・大豆については、先ほどお話されたとおりだと思いますが、
　いちごについては、年間１千万円の収入があると聞いております。
　このいちごをされる人は土地を購入される場合は、もう少し高く購入してもいいのではないかと思いますが、皆さんはどう思われますか？

松永委員　　はい。

議　長　　はい。松永委員。

松永委員　　松本委員が言われましたが、それは、売主と買主との取り決めですから、いちごを作る人は高く買えとかを言うべきではないと私は思います。

菰方委員　　はい。

議　長　　はい。菰方委員。

菰方委員　　売り手と買い手、確かにそうですよ。ただ、相場というものがあるんですね。今までの流れもあるでしょうし、あそこはいくらで売ったとか。その地区の相場があると思います。
　松本委員が言われたように、そこに農業委員会として介入ができるかどうかわかりませんが、上げる方向で行かないと。
　昔は一反売ったら車が買えたり、農協はお金を貸してくれていました。
　今、農協も銀行も田んぼは担保に取らない。土地はあっても資産価値がないから。お金も借りられない。
おかしいと思いませんか？農家でありながらお米を買って食べてあります。
　土地改良が始まった当初事業費が１反 160 万です。それもあくまで申請事業ですから。
　事業費が 160 万でそれを 25 年間の償還で４・50 万ぐらい払うようにな

る。だから今の農地の値段を差し引いたら 10 万・20 万ぐらいで売買されているのと同じことなんですよ。
だから、基盤整備自体は確かに作りやすくはなったとは思いますよ。
皆さん作りやすくなって、米の値段も上がるだろうと期待していたと思いますよ。実際どうですか？40 年近くたって、米の値段は生産原価ぐらいになってしまった。
農家の意見を聞くと基盤整備しなければよかったという人もいる。

議　長　　菰方さんいいですか？

菰方委員　　はい。

議　長　　そういったことを議論する場ではありません。
これで切りますので。

菰方委員　　はい。

議　長　　それでは整理番号１を採決いたします。
整理番号１を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　賛成多数と認め整理番号１を承認することに決定いたします。
それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

９．議案の賛否

１）農地法第５条第１項の許可申請について

番号１番	賛成 16 名	反対	０名
番号２番	賛成 16 名	反対	０名
番号３番	賛成 17 名	反対	０名

２）大木町農用地利用集積計画の決定について

整理番号１番	賛成 17 名	反対	０名

１０．　閉会の日時　　令和５年８月 16 日（水）午前 10 時 15 分

議長はこの議事録を調整し、議事録署名人とともに署名する。

令和　５年　　月　　日

議　　長
（井手　正宏）

議事録署名人
（松本　久吉）

議事録署名人
（菰方　利幸）